

やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 知事が、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図ることを目的とする。

(認証要件)

第2条 知事は、次の要件をすべて満たす事業者を認証するものとする。

- (1) 県内に活動拠点を有し、事業活動を行っていること。
- (2) 次に掲げるいずれかの取組を行っていること。
 - イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援の取組
 - ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組
 - ハ 女性の能力の活用に向けた取組
 - ニ その他の働く場における男女共同参画の推進に向けた取組
- (3) 法令に違反する重大な事実がないこと。

(手続き)

第3条 認証の手続きは、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 前条の認証を受けようとする事業者は、「やまぐち男女共同参画推進事業者認証申請書」（別記様式1）を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前項の認証申請書のほか、認証の審査に参考となる資料の提出を求めることができる。
- (3) 知事は、第1号の申請のあった事業者について、別に定める審査を行い、認証の可否を決定し、その結果を速やかに当該事業者に通知する。
- (4) 知事は、認証することを決定した事業者（以下「認証事業者」という。）について、「やまぐち男女共同参画推進事業者認証書」（別記様式2）を交付するとともに、県のホームページ等で公表するものとする。

(有効期間)

第4条 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、有効期間の満了の日以前に認証事業者から、第8条の規定による辞退の届出がない場合は、さらに3年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(認証事業者への支援)

第5条 知事は、次に掲げる措置等により認証事業者への支援に努めるものとする。

- (1) 県のホームページや各種広報媒体等を活用した、事業者名や取組内容等の広報による支援
- (2) 男女共同参画に関する各種情報の提供等による活動支援
- (3) 入札評価による支援（県内に本店若しくは主たる事務所を有する事業者に限る。）

2 認証事業者は、広告や名刺等に、やまぐち男女共同参画推進事業者である旨、または、

「やまぐち男女共同参画推進事業者シンボルマーク」を表示することができる。

(取組状況の報告)

第6条 認証事業者は、第3条各号に掲げる取組の内容に変更があった場合は、速やかに「やまぐち男女共同参画推進事業者取組状況変更届出書」(別記様式3)により、知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の取組状況変更届出書のほか、取組の実施の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、必要に応じ、実地調査等により、実施状況の確認を行うことができる。

(変更の届出)

第7条 認証事業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに「やまぐち男女共同参画推進事業者変更届出書」(別記様式4)により、知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者名
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名

(認証の辞退)

第8条 認証事業者は、認証要件を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「やまぐち男女共同参画推進事業者辞退届出書」(別記様式5)により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第9条 知事は、認証事業者が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったときは、別に定める審査を行い、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる取り組みを行わないことが明らかになったとき
 - (2) 法令に違反する重大な事実が発生したとき
 - (3) その他認証事業者として適当でないと認められるとき
- 2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証事業者にその旨を通知するものとする。
 - 3 認証の取消しを受けたときは、認証事業者は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月25日から適用する。

この要綱は、平成21年3月27日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年11月1日から適用する。

この要綱の改正前に交付した認証書は、改正後の第3条の規定に基づき交付されたものとみなす。